

（目的）

第1条 この心得は、高槻市（以下「市」という。）が行う物品関係の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）及びその他関係法令並びにこの心得、一般競争入札要綱、指名競争入札通知書、現場説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共機関に物品を納入するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札参加の資格）

第4条 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札日において、指名を取り消されている者
- (2) あらかじめ入札辞退届を提出した者
- (3) あらかじめ通知した当該入札に関する現場説明に参加しなかった者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はした者

（入札保証金）

第5条 入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

（入札保証金の免除）

第6条 次のいずれかに該当する者は、入札保証金を免除することができる。

- (1) 入札参加者が、高槻市を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、

- その保険証書を高槻市に提出した者
- (2) 高槻市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、過去2年の間に2回以上締結し、全て誠実に履行し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがない者
 - (3) 入札参加資格者名簿に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者
 - (4) その他市長が特に必要と認める者

(入札の手續)

第7条 入札参加者は、入札を行おうとするときまでに入札保証金納付書又は入札保証保険証書を提出しなければならない。

- 2 入札参加者が代理人の場合は、委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、別に定める入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。郵便入札の場合は、入札書等は定められた方法で、公告又は通知書に示した日までに、指定された場所に必着させなければならない。
- 4 入札書の記載金額は、見積もる契約金額の110分の100又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は108分の100に相当する金額とする。
- 5 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行までに届け出なければならない。
- 3 前項を理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が、連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。

- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し又は取りやめることがある。
- 3 指名競争入札の場合は、入札参加者が1者となった場合、入札は執行しないものとする。ただし、特段の定めがあるときは、この限りではない。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で知らせる。郵便入札の場合は、別に定める方法により結果を連絡する。

(無効の入札)

第11条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証保険証書を提出しない者の入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札、又は金額の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) 再度入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (8) 郵便入札において、高槻市物品購入契約等に係る郵便入札実施要領で無効と定める入札
- (9) 指名停止措置を受けている者の行った入札
- (10) 入札金額の桁の取り違い等表示上の錯誤と認められる入札
- (11) その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(再度の入札)

第12条 開札をした結果、落札者とすべきものがないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。入札は、2回をもって限度とする。ただし、3回執行することによって落札の見込みがあると市が判断した場合においては、3回目の入札を執行することができる。郵便入札の場合は、入札回数は1回とする。

- 2 前項による再度の入札を行う場合において、前条の規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(落札者の決定)

第13条 入札の結果、入札書の記載金額の100分の110又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は100分の108に相当する額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は、くじを辞退することはできない。郵便入札の場合は、別に定める方法により落札者を決定する。

(入札保証金の還付等)

第15条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては契約が確定した後において、還付するものとする。ただし、落札者が納付した入札保証金にあっては、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

第16条 落札者が、正当な理由がなく、期限までに契約を締結しないときは、入札保

証金は、本市に帰属するものとする。

- 2 第5条の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく、期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

(契約保証金)

第17条 契約保証金の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。

(契約保証金の免除)

第18条 次に掲げる場合においては、契約保証金を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき

(契約保証金の還付)

第19条 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において、還付するものとする。

(契約保証金の帰属等)

第20条 契約保証金を納付した者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、当該契約保証金は本市に帰属するものとする。

- 2 第18条の規定により契約保証金の納付を免除された者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、契約金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(契約書の提出等)

第21条 落札者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を速やかに行わなければならない。

- (1) 当該契約に係る契約書を作成する場合 当該契約書に記名押印し、これを契約事務担当者に提出すること。
- (2) 当該契約に係る契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合 当該電磁的記録に地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行うこと。

(議会の議決を要する契約)

第22条 議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに、本契約が成立する旨の文言を付した仮の契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。）により仮契約を締結するものとする。

2 仮契約を締結した事項について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(異議の申し立て)

第23条 入札した者は、入札後において設計書、仕様書、図面、現場説明その他について不明又は錯誤等を理由に、当該入札に関し異議を申し立てることができない。

(その他)

第24条 入札に関しては、全て市の指示に従うこと。